

## 田辺市木材ステーション運営モデル事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、林業生産活動によって発生し、山林の景観を損ね、土砂災害等の危険を生じさせ得る未利用木材を有効活用し、林業従事者の所得向上につながる取組を実施する者に対し、補助金を交付することについて、田辺市補助金等交付規則（平成17年田辺市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、未利用木材の有効活用を図るために必要な以下の取組で、次の各号に定める事業とする。

- (1) 未利用木材を山林から効率的に搬出し、木材ステーションに搬入する取組
- (2) 木材ステーションを活用して、未利用木材を効率的に収集・運搬する取組
- (3) 木材ステーションを活用して、未利用木材を加工する取組
- (4) 木材ステーションを活用して、未利用木材を販売する取組
- (5) 前各号を組み合わせて実施する取組
- (6) その他、木材ステーションを活用し、既存で行っていない未利用木材の利用拡大につながる新たな取組

2 この要綱において「未利用木材」とは、間伐や主伐により伐採された木材のうち未利用のまま林地に放置されている切捨間伐材や末木、枝条、根元部のほか、曲がりや虫食い、腐りなどで建築材や家具などに利用ができない木材のことをいう。

3 この要綱において「木材ステーション」とは未利用木材又は未利用木材と併せて素材を収集する市内の拠点であり、林業事業者等が搬入を行うことができる設備等を備えるものとする。

### (補助対象経費)

第3条 補助対象事業に係る補助対象経費は、補助対象事業に係る機械経費（回送費、賃借料）とする。ただし、補助金の上限額は、300万円（消費税及び地方消費税は対象外）とする。

### (補助事業者の公募)

第4条 市長は当該事業の事業者を別に定める公募要領により公募し、選定するものとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 前条により選定された事業者（以下「補助金申請者」という。）は、規則第4条に規定する補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）

### (補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該補助金申請者に通知するものとする。

### (交付条件)

第7条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (2) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(事業内容等の変更等)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、申請の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 補助金（変更・中止・廃止）承認申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 変更事業計画書（様式第2号）
- (2) 変更収支予算書（様式第3号）

(事業内容等の変更承認)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の変更承認申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金変更等承認通知書（様式第7号）により、当該補助金交付決定者に通知するものとする。

(実績報告及び額の確定)

第10条 規則第11条に規定する実績報告書（様式第8号）は、令和5年3月31日までに、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 支払の確認ができる書類
- (4) 事業の成果が確認できる書類

(額の確定及び補助金の交付)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、速やかにその内容を審査し、その内容が適当と認めたときは、補助金の額の確定通知書（様式第9号）により額を確定し、補助金交付決定者の請求により補助金を交付するものとする。

(交付の取消し等)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者、又は受けようとする者が規則第15条又は次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助対象事業の実施方法が不相当なとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月5日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

田辺市木材ステーション運営モデル事業費補助金交付申請書

年 月 日

田辺市長 宛て

申請者 住所  
氏名 印

令和4年度において、次のとおり木材ステーション運営モデル事業を実施したいので、補助金を交付されるよう、田辺市木材ステーション運営モデル事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）

様式第2号（第5条、第8条、第10条関係）

事業計画書  
変更事業計画書  
事業実績書

1 事業目的

2 事業の内容

事業主体名	導入先住所	導入の内容 (規格・台数等)

総事業費	補助対象事業費	うち補助金	事業期間		備考
			(着手)	(完了)	

※総事業費の根拠がわかる資料を添付するものとする

様式第3号（第5条、第8条、第10条関係）

収支予算書  
変更収支予算書  
収支決算書

(1) 収入

科目	内訳金額		備考
	市補助金	その他	
合計			

(2) 支出

科目	金額	備考
合計		

様式第4号（第5条関係）

## 田辺市木材ステーション運営モデル事業費補助金誓約書

私は、田辺市木材ステーション運営モデル事業費補助金の申請及び請求に当たり、次のとおり誓約します。

### 記

- 1 補助金交付申請書及び添付資料等の内容に虚偽又は不正はありません。
- 2 今後も未利用木材を活用した事業経営を継続する意思を有しています。
- 3 補助金交付申請額及び請求額については、補助対象経費（要綱第2条に規定される事業を実施するために必要となる回送費、賃借料）のみであり、その他の経費は一切含んでいません。
- 4 住民登録の状況その他交付要件に関する事項について、田辺市が関係行政機関において調査を行うことに同意します。
- 5 この誓約に虚偽の事項が判明した場合、補助金が不交付となっても異議を申し立てないとともに、補助金の交付後にあつては直ちに補助金を返還します。

令和 年 月 日

田辺市長 宛て

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名（自署） \_\_\_\_\_ (印)

様式第5号（第6条関係）

第 号の2  
年 月 日

様

田 辺 市 長

田辺市木材ステーション運営モデル事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました田辺市木材ステーション運営モデル事業費補助金について、田辺市木材ステーション運営モデル事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金等の名称 田辺市木材ステーション運営モデル事業費補助金
- 2 補助金額 円
- 3 補助金交付の条件
  - (1) 補助事業に関する会計調書等関係書類は、5年間保管すること。
  - (2) その他田辺市補助金等交付規則及び田辺市木材ステーション運営モデル事業費補助金交付要綱の規定に従うこと。

様式第6号（第8条関係）

田辺市木材ステーション運営モデル事業費補助金（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日

田辺市長 宛て

申請者 住所  
氏名 印

令和4年 月 日付け 第 号の で交付決定を受けた田辺市木材ステーション運営モデル事業を（変更・中止・廃止）したいので、田辺市木材ステーション運営モデル事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- （1）変更事業計画書（様式第2号）
- （2）変更収支予算書（様式第3号）

様式第7号（第9条関係）

第 号の  
年 月 日

様

田 辺 市 長

田辺市木材ステーション運営モデル事業費補助金変更等承認通知書

年 月 日付で申請のありました田辺市木材ステーション運営モデル事業費補助金変更承認申請について、田辺市木材ステーション運営モデル事業費補助金交付要綱第9条の規定により、変更を承認し、下記のとおり変更交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金等の名称 田辺市木材ステーション運営モデル事業費補助金
- 2 変更補助金額 円
- 3 補助金交付の条件  
年 月 日付 第 号の 補助金交付決定通知書のとおり

様式第8号（第10条関係）

田辺市木材ステーション運営モデル事業費補助金実績報告書

年 月 日

田 辺 市 長 宛て

(所在地)  
(事業実施主体名)  
(代表者名・印)

年 月 日付 第 号の をもって交付決定通知のありました当該事業が完了したので、下記のとおり報告します。

関係書類

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 支払の確認ができる書類
- (4) 事業の成果が確認できる書類

様式第9号（第11条関係）

第 号の  
年 月 日

様

田 辺 市 長

田辺市木材ステーション運営モデル事業費補助金の額の確定について（通知書）

年 月 日付で実績報告のありました田辺市木材ステーション運営モデル事業費補助金について、田辺市木材ステーション運営モデル事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

確定額

円